

質 問 書 (回 答)

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 6 月 17 日

「(案件名)バングラデシュ国民間建築物設計・施工品質改善プロジェクト」

(公示日:2021 年 6 月 2 日/調達管理番号:21a00266)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p22:第 6 条(6)パイロットプロジェクト、およびp34:第 4 章(4)研修・セミナー関連費	パイロットプロジェクトの実施の方法、規模、期間などについての想定があればご教示いただきたい。(第 4 章業務実施上の条件(4)研修・セミナー関連費では、パイロットプロジェクトの参加者交通費でのべ約 1,000 人とあり、多人数の参加を想定されていると推察)	パイロットプロジェクトの参加者は、TOT 講師に加え、設計審査担当職員 50 名(構造 20 名、防火 15 名及び FSCD15 名)、検査担当職員(構造 200 名、防火 150 名及び FSCD50 名)を最大規模として想定しています。検査担当職員については人数が多いため、複数の TOT 講師によりグループに分けて実施を想定していますが、座学については、全体でまとめて行うことも排除しません。パイロットプロジェクト内容については、趣旨やポイントの説明、業務適用(現場へは2日程度を想定)、改善点のとりまとめを想定しています。パイロットプロジェクトの準備やその結果に基づき実際に文書等を改定する作業を除き、パイロットプロジェクトの実施期間は、2週間程度を想定しています。
2	p23:第 6 条実施方針及び留意事項 (8)法令順守に強制力、インセンティブを持たせる仕組み	「強制力、インセンティブを持たせる仕組み」を、マニュアルに記載することとされている。想定されている仕組みや類似事例、参考事例があればご教示いただきたい。また、マニュアルは、	想定される仕組みや類似事例として、違反建築物に対しては、水や電気の供給を行わない、施主や技術者名を公表する、技術者の認証を取り消す、等的一方、優良建築物に対しては、建設資

		RAJUK 職員が業務を行う上での手順、方法などを記載したものであると理解されるが、その範囲における「強制力、インセンティブを持たせる仕組み」を検討し、記載すると解してよいか(別途の制度整備の提案などは含まない)。	金の貸出金利を優遇する、認証制度や表彰制度を設ける、等が考えられます。 実現性、実効性のある仕組みを C/P と十分に議論・検討し、マニュアルに反映することを想定しています。すぐには実現が不可能なものについて具体化の手順等を詳細に提案することは含みませんが、議論の過程でのアイデアや参考事例は記録し、C/P と共有することを想定しています。
3	p24:第 6 条実施方針及び留意事項 (10)実施体制 4)有識者会議	委員への謝金の支払いは必要か。必要な場合の金額の目安があれば教示いただきたい。	現段階では不要と想定しています。今後、現地との調整如何によっては支払いが生じる可能性がありますので、その場合は別途対応を検討します。
4	p25:第 7 条業務の内容(5)ベースライン調査	「本プロジェクトのインパクトをつかむ補助的な指標として、対策がとられなかった場合の新築建物の被害発生件数等を、年間建築数や建築許可申請数等から 推定する」の参考事例を、ご教示いただきたい。(異なる分野でも参考となりそうな事例をお願いしたい)	参考事例は特にありません。PDM の指標ではなく、プロジェクトの広報や建築行政の啓発に用いることを想定しているため、緻密な推定を求めるものではありません。根拠が説明でき、妥当性のある推定方法を検討頂くことを想定しています。
5	p26:第 7 条業務の内容(9)本邦研修	研修参加者の所属についての想定があればご教示いただきたい(RAJUK 以外の MoHPW、IEB などの関係機関、有識者委員会委員など)。また、構造、防火、設計審査/施工検査/認識向上などの分野区分ごとの人数、研修の方式(同一研修員が継続的に参加するのか、毎回異なる研修員とするか)などの想定があればご教示いただきたい。	TOT の人数及び所属想定は以下のとおりです。 設計(構造):10 人(RAJUK) 設計(防火):10 人(RAJUK) 検査(構造):10 人(RAJUK) 検査(防火):10 人(RAJUK) 監理(構造):5 人(RAJUK), 5 人(IEB, IAB, IDEB) 監理(防火):5 人(RAJUK), 5 人(IEB, IAB, IDEB)

			<p>意識啓発(専門職向け):約 10 人(RAJUK, IEB, IAB, IDEB)</p> <p>意識啓発(一般向け):約 10 人(RAJUK, IEB, IAB, IDEB)</p> <p>研修参加者の人数及び所属想定は以下のとおりです。FSCD は希望があれば受け入れます。</p> <p>設計(構造):約 20 人(RAJUK)</p> <p>設計(防火):約 15 人(RAJUK) 約 15 人(FSCD)</p> <p>検査(構造):約 200 人(RAJUK)</p> <p>検査(防火):約 150 人(RAJUK)・約 50 人(FSCD)</p> <p>監理(構造):約 200 人(IEB, IAB, IDEB 等)</p> <p>監理(防火):約 150 人(IEB, IAB, IDEB 等)</p> <p>意識啓発(専門職向け):約 100 人(IAB, IEB, IDEB 他)</p> <p>意識啓発(一般向け):約 100 人(施主や建設業協会、学生等)</p> <p>分野区分ごとに異なる研修員が参加することを想定しますが、同一人物が複数分野に参加することを排除しません。</p>
6	p26:第 7 条業務の内容(9)本邦研修	「本邦研修実施に係る経費は別見積(本業務に係る国内業務の報酬を含む)」とされているが、プロポーザル提出時に、別途の見積もりとして提出するという趣旨か。その場合、コンサルタントは「研修実施業務」のみを実施するとされていることから、講師謝金、会場費、資料作成謝金な	<p>本邦研修実施に係る経費については、ご理解のとおり、プロポーザル提出時の別見積もり(本見積もりとしては計上しない経費)の中に入れてご提案下さい。</p> <p>なお、左記照会について、例えば、国内移動にかかる研修員同行者の渡航費用、宿泊費、国内交</p>

		<p>どを対象とし、渡航費用、宿泊費、国内交通費、研修員の随行などは対象外という理解でよい。また、当該業務に必要となるコンサルタントの業務を(企画立案、関係者との協議・調整、研修期間中の意見交換の実施など)、国内業務の報酬として見積もることにより(企画競争説明書に記載されている約 77 人月に追加となる)。その場合、業務従事者が講義を行う場合の扱いはどうしたらよい。</p>	<p>通費などは経費計上の対象です。(「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」のP8~9 4.(直接)経費の取扱いをご参照下さい。)</p> <p>また、国内業務の報酬は77人月には含まれませんが、バングラデシュ側のニーズ把握等はプロジェクトの本体実施を通じてなされるべきものであり、企画立案は77人月に含まれます。</p> <p>本邦研修実施に際し、業務従事者が講義を行う場合には、原則、報酬扱いとなります。</p>
7	p27:第7条業務の内容(15)講師養成研修(TOT)、及びp28:(20)講師養成研修(TOT)	<p>研修の実施期間、内容などについての想定があればご教示いただきたい。</p>	<p>特に想定はありませんので、提案ください。</p>
8	p35:第4章(5)機材調達	<p>記載と異なる機材を調達する場合には契約変更の対象とするとされているが、数量の変更についてはどういう扱いになるのか。</p>	<p>機材費(定額計上)の総額を超えない範囲であれば、契約変更は不要です。</p> <p>但し、数量変更の妥当性について、当機構の本案件主管部署(担当課)と協議・合意をお願いします。</p>
9	p26:第7条の「全体に係る活動」の(10)広報	<p>【本プロジェクトで実施される各種活動をメディアやプロジェクト支援等を通じて積極的に発信する。メディアなどを通じて現地への周知も行う。日本向けに JICA「ODA 見える化サイト」の活用や Facebook などソーシャルネットワークに活動を掲載する】とありますが、どういった媒体を利用するのか。業務従事者が集めた素材を JICA にお渡しすることで良いか。</p>	<p>日本向けには、プロジェクト HP 等に掲載する素材や記事素案を JICA に提供頂くことを想定しています。</p> <p>現地向けには、パンフレットや FACEBOOK 等による情報発信の他、セミナー等の際にマスコミに情報提供することを想定しています。但し、実施の際には担当課及び事務所と事前協議が必要です。</p>

10	p27:第7条(16)講師による一般職員研修、およびp22:第6条(7)対象建物	第7条(16)において、「研修対象の構造については、…徐々に中高層にも拡大する」とあるが、第6条(7)では、「構造計算に時刻歴応答解析を必要とする高層建築は設計審査から除外する」となっています。構造において、高層建築は、今回どのようなものが対象になるのでしょうか。	バングラデシュにおいて、低リスク建築物は定義されていますが、高層建築物の定義は定められていません。 時刻歴応答解析を必要とする建物、通常の構造解析では判断できない特殊な建築物等、高度な技術知識を必要とする構造設計審査はC/Pに対する必要な技術移転の範疇を超えるものであり、そういった建築物をプロジェクトのスコープ外としていますが、それ以外の建築物は対象とします。
11	p22:第6条(6)パイロットプロジェクト	パイロットプロジェクトのサイトについて、適切な場所が選定される必要がある、とありますが、想定されている場所がありましたら、教示ください。	特に想定はありません。 ただし、建築基準遵守度の高い良好なエリアばかりが選定されることのないようにする必要があります。
12	p22:第6条(6)パイロットプロジェクト	パイロットプロジェクト(設計審査)にも建設現場での活動を含める、とありますが、設計審査と施工検査のパイロットプロジェクトの両方を、同じ人が行う(参加する)ことは想定されておりますでしょうか。	想定はしていません。その一方で質問の想定を排除するものではありません。
13	p17:第3条(5)活動の概要、p28:第7条(23)法遵守強化策を含めたマニュアル整備、パイロットプロジェクト計画、およびp22:第6条(6)パイロットプロジェクト	第3条(5)の成果2では、2-4に施工検査についてパイロットプロジェクトを実施するとありますが、施工監理については、パイロットプロジェクト実施についての記述がありません。ただし、第7条(23)では、施工監理のパイロットプロジェクトの計画について、施工検査のパイロットプロジェクトと一体に行うことも検討する、とあります。第6条(6)のプロポーザル並びに見積りに含めるパイロットプロジェクト実施にかかる人員ですが、こ	施工監理のパイロットプロジェクトは実施しません。 記載に整合性がなく申し訳ありません。したがって、第7条(23)については、以下のとおり訂正します。 「パイロットプロジェクトの計画については、(22)の施工検査のパイロットプロジェクトと一体に行うことも検討する。」を削除します。

		れは、設計審査と施工検査をさし、施工監理は、それ以外のパイロットプロジェクト実施に該当するとの理解で良いでしょうか。また、それ以外のパイロットプロジェクトとは、何を想定されておりますでしょうか。	
14	p28: 第 7 条(21)講師による一般職員研修、およびp29: 第 7 条(25)一般技術者研修	第 7 条(21)と(25)に、研修対象として、構造分野 200 名、防火分野 150 名とありますが、研修の回数や、1 回あたりの時間の想定があれば、教えて下さい。また、OJT のグループ分けの想定人数が、(21)では 15~20 人、(25)では 7~10 人と違いますが、何か意図されていることが有れば教えて下さい。なお、例えば、構造で、20 人ずつに 10 グループに分けた場合ですが、同じ研修を各グループに対して別々に行うとの解釈で良いでしょうか。	回数や1回あたりの時間の想定は特にありません。 OJT のグループ分けの人数は、TOT 講師の数によるものです。TOT 講師は、設計及び施工検査については、RAJUK 本部2名、RAJUK の 8 ある Zonal Office から各1名を想定しています。 また、同じ内容を各グループに対して別々に実施する想定です。但し、座学については、グループ分けを行わず全体でまとめて行うことも排除しません。
15	p27: 第 7 条(17)パイロットプロジェクトの実施・フィードバック	「可能であれば、設計審査のパイロットプロジェクトと施工検査・監理のパイロットプロジェクトを一連のものとして実施することも検討」との記述があります。パイロットプロジェクトは、一般職員研修の受講者となっておりますが、活動 1-3(設計審査)の構造 20 名、防火 15 名の対象者は、活動 2-3(施工検査)の構造 200 名、防火 150 名の対象者として選ばれても良い(両方の研修を受けることができる)か、または選ばれない方が良いか、想定があれば教えて下さい。	RAJUK の業務分掌、職責によるものであり、両方の研修を受けることは想定していませんが、提案を排除するものではありません。

16	p28:第7条(21)活動2-3、および p29:第7条(25)活動2-6	一般職員研修の活動2-3(施工検査)と活動2-6(施工監理)で想定される対象者ですが、同一の人を対象とすべきか、別々の人を対象とすべきか、想定があれば教えてください。	2-3(施工検査)は検査を行うRAJUK職員を対象とし、2-6(施工監理)は施工や施工監理を請け負う民間技術者を想定しています。
17	p27:第7条(15)活動1-3、p28: 第7条(20)活動2-3、およびp29: 第7条(24)活動2-6	活動1-3(設計審査)、活動2-3(施工検査)、活動2-6(施工監理)で想定している講師養成研修として選ばれる人(構造10名、防火10名)は、同一の人を対象とすべきか、または、各活動で、別々の人を対象とすべきか、想定が有りましたら教えてください。	各活動で別々の人を想定しています。やむを得ない場合は重複を排除しません。但し、施工監理の講師の半数については、IEB, IAB, IDEBからの推薦を想定しています。
18	p27:第7条(15)活動1-3、p28: 第7条(20)活動2-3、およびp29: 第7条(24)活動2-6	講師養成研修ですが、回数や1回あたりの時間想定があれば教えてください。	特にありません。
19	p29:第7条(28)活動3-3、3-4、 3-5	活動3-3~5で想定している、研修講師養成の対象人数、研修回数・時間の想定があれば教えてください。また、一般向け研修の対象人数、研修回数・時間の想定があれば教えてください。	TOTの想定については特にありません。 一般向け研修の人数については、質問5で回答のとおりです。最大規模として対象人数全員に対し一度に1日で実施することを想定していますが、これに縛られるものではありません。
20	p34:第4章(4)研修・セミナー関連費	研修・セミナー・会議資料作成費として20件とありますが、何を1件と想定されているのか数えて下さい(研修・セミナーは、数人程度~100人以上規模まで様々になると思いますが、すべて1件として数えるのでしょうか)。	研修・セミナー・会議等の種類(TOT8種類、研修6種類、啓発4種類、その他2種を想定)毎に1件とし、人数規模による区別はしていません。

以上